



分収林だより

分収造(育)林契約者の皆さんと県とを繋ぐ情報誌

環境保全分収林への手続き及び申し出期限について

平成29年度より開始した「環境保全分収林制度」への契約変更については、これまで多くの方が変更の希望をお申し出頂き、8割の方が手続きを済ませています。

変更のご意向がありながら、まだ契約変更に至っていない方につきましては、令和5年10月頃に郵送にて通知させて頂きましたが(※)、この変更契約を行うには、**令和6年度末までの**手続きが必要になります。

早めに関連する手続き・申し出を進めて頂きますようお願い申し上げます。
※共有林は代表者宛での郵送です。

○「環境保全分収林制度」について

環境保全分収林は、林道から遠い(概ね 200m 以遠)など、将来にわたって収益を見込むことが困難と判断される条件不利森林を対象とし、皆様のご意向を確認させて頂いた上、現行の分収林契約を変更し(契約期間を概ね20年延長)、さらに間伐を重ね、徐々に本数を減らし、周囲に生えてくる多様な草木により土壌流出を防ぐなど、環境保全機能を維持していくとともに、将来の森林管理に係る負担を軽減する制度です。

○環境保全分収林への契約変更に必要な手続き

(1)森林所有者(共有者)の同意や相続について

- ① 契約対象地の共有者全員が契約変更同意し、承諾していること。(共有者により、全員の承諾書が必要となりますが、県は関係者の取りまとめは行っておりません)
- ② 登記の登記名義人が、現在の所有者に変更されていること。(相続等により登記事項証明書の登記名義人と契約者が同一でない場合は、登記事項証明書の変更手続きを行っていただくようお願いいたします。)

(2)契約変更及び地上権延長の手続き

契約変更及び地上権延長の登記手続きのためには、下記書類が必要となります。

・変更契約書 ・登記承諾書
・登記原因証明情報 ・登記名義人の印鑑証明書

登記事項証明に記載の登記名義人の住所等が変更となっている場合は、履歴の証明書となる住民票、戸籍の附票等が、必要となる場合があります。

(裏面もご覧ください)

承継分収林の契約満了について

承継分収林は平成29年度から順次、分収林契約の満了が始まっています。

- ①林道から近く(概ね 200m 以内)の環境保全分収林の対象とならない森林
- ②環境保全分収林の対象でありながら契約変更を行わなかった森林

いずれも契約満了時に立木評価を行い、収益が見込めない場合は立木を無償譲渡し、その後の森林管理は皆さまがご自身で行って頂くことになります。

○契約満了にかかる事務について

相続登記が未了の場合、法定相続人全員の方と契約満了に関する協議書を交わす必要があるため、早めに相続登記の手続きを進めていただくようお願いいたします。また、地上権を抹消登記するため県が嘱託登記を行うことは可能ですが、必要筆数(契約筆数)分の事務費(登録免許税)をご負担して頂きます。

承継分収林契約満了後の森林管理について

契約満了時点で収益を得ることができなかったものの、将来的には木材市況の好転等により収益が見込める可能性があります。

無償譲渡後の森林管理に関するご相談は、森林組合や林業会社(※)、もしくは県機関(地域県政総合センターの林業普及担当)へお問合せください。

※県内の森林組合等では、国が定める「森林経営計画制度」に基づき森林の管理や整備の委託契約を締結した個人所有の森林をまとめて団地化し、効率的に管理、整備する取組を進めています。

○譲渡後の森林管理に関する問合せ先

県央地域県政総合センター森林部森林保全課	TEL:046-248-6802
湘南地域県政総合センター農政部森林課	TEL:0463-22-2711
県西地域県政総合センター森林部森林保全課	TEL:0465-83-5111

契約者の皆様へ、神奈川県からお願いです

契約を継続するため、次のような場合、早めにご連絡をお願いします。

- ◆相続、贈与により契約者を変更した
- ◆代表者を変更した(組合、会社、寺社等で契約されている場合)
- ◆転居等に伴い住所、電話番号などを変更した

連絡先

神奈川県自然環境保全センター森林再生部 分収林課
〒243-0121 厚木市七沢657
電話 046-248-6802 (平日8:30~17:00)
ファックス 046-248-0737

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。
詳しくは管轄の法務局へご確認ください。

